

意見書（案）第8号

人工妊娠中絶における配偶者同意の撤廃を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和4年3月28日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者	三鷹市議会議員	野 村 羊 子
賛成者	〃	嶋 崎 英 治
〃	〃	伊 沢 けい子

人工妊娠中絶における配偶者同意の撤廃を求める意見書

2021年9月14日、国際セーフ・アボーション・デー J a p a n プロジェクトは、人工妊娠中絶を行う際に、原則として配偶者の同意が必要とする法律の規定の廃止などを求めて、4万筆を超える署名を厚生労働省に提出した。

予期せぬ妊娠をしてひとり出産する事態に追い込まれ、生まれた子を死なせ刑事犯罪に問われるケースがある。その原因に、「配偶者の同意」が得られずに人工妊娠中絶がかなわずに出産に追い込まれたという事情がある。

日本の全ての女性が、必要な時に安全な中絶ができることが求められている。日本において、避妊方法は失敗率の高いコンドームが多用され、経口避妊薬（ピル）やIUD（子宮内避妊具）の使用率は低く、緊急避妊薬（アフターピル）は高価で入手困難である。日本では効果の高い避妊手段のアクセスが悪く、相談する場も乏しい。

日本での中絶手術の方法は、旧式の搔爬法が主流である。WHOが標準としているのは吸引法であり、現在は手術よりも中絶薬（アボーション・ピル）を推奨している。イギリスやフランスでは、現在オンラインで中絶薬が処方され自宅での服用が可能となっているが、日本では認可すらされていない。

旧刑法（1880年）から現在まで、墮胎罪によって女性自らの服用も含め「墮胎」を罰している。母体保護法によって一定の条件を満たせば人工妊娠中絶が認められているが、「配偶者の同意」が必要で、女性の意思のみによる中絶はできない。世界203か国のうち、人工妊娠中絶に当たって配偶者の同意を法的に規定している国・地域は日本を含む、台湾、インドネシア、トルコ、サウジアラビア、シリア、イエメン、クウェート、モロッコ、アラブ首長国連邦、赤道ギニア共和国の11の国・地域のみである。

2016年、国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に、墮胎罪の改正と母体保護法の配偶者同意要件の撤廃を勧告している。

2021年3月、厚生労働省はこの配偶者の同意を必要とする規定について、ドメスティック・バイオレンス（DV）などで婚姻関係が事実上破綻し、同意を得ることが困難な場合に限って不要とする方針を示し、日本産婦人科医会より、各都道府県の産婦人科医会に通知されたが、対応が進んでいるとは言い難い。

パートナーとの関係が不安定な場合、出産をめぐる夫婦の意見が異なる場合など、「配偶者の同意」が得られない事態は誰にでも起こり得ることである。妊娠しても出産を望まない場合、すぐに中絶にアクセスできることが必要であり、産むか産まないかを定める権利は女性の基本的な人権であるという「リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の観点からも、望まない出産を強いられてはならない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項を強く求めるものである。

記

- 1 未婚やDV、性暴力による妊娠などの場合は、母体保護法にのっとり中絶において「配偶者の同意」が不要であることを、医療関係者のみならず全ての国民に周知すること。
- 2 母体保護法の中絶に関する規定から「配偶者の同意」を削除すること。
- 3 妊娠した女性が、学業やキャリアを中断することなく、中絶・出産・養育について十分に相談・検討・選択する機会を、制度として保証すること。
- 4 誰の助けも得られぬままひとりで出産し、嬰兒を救えなかった女性に対し、心身のケアや保護を保障すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年3月28日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち